

# 会 則

## 第一章 総 則

### 第1条 名称とモットー

本クラブは、京都トップスワイズメンズクラブと称し、ワイズメンズクラブ国際協会に正式に加盟し、その管轄下にある、その会員をワイズメン（Y'sMen）と言う。

2、この会のモットーは「強い義務感を持つ。義務は全ての権利に伴う」である。

### 第2条 目 的

このクラブの目的は次の通りである。

個人的にも、また、協同のわざとしても、その奉仕活動を通じて YMCA の活動の支援をする。

2、地域社会や国際的な問題にかかわり一党一派に偏しない正義をたえず追求する。

3、宗教、社会、経済、地域、国際などの諸問題について会員を啓発し、これに積極的に参加連帯させる。

4、健全な交友関係をつくりだす。

5、ワイズメンズクラブにふさわしい団体を支援する。

### 第3条 運営の原則

本会は、特定の個人の利益を目的として、その事業を行わない。

2、本会は、特定の政党のための政治活動の場としてはならない。

3、本会は、特定の宗教のための宗教活動の場としてはならない。

### 第4条 事 業

本会は、その目的の達成のために次の各事業を行う。

会員の個人的修練及び各地のワイズメンと YMCA 会員相互の友好を深める行事の開催。

2、YMCA の理念を理解し、その事業を積極的に助成する。

3、地域社会に対する奉仕、及び青少年問題に関する事業。

4、国内、国外のワイズメンズクラブとの提携。

5、その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第二章 会員及び会費

### 第5条 会員の資格

会員は満 20 才以上の成人で、人種、信仰、出身国等のために会員となることを拒まれることはないが、本会に入会を希望するものは、京都トップスワイズメンズクラブの「運営に関する諸規定」に基づく所定の手続きによって入会できる。

2、会員は入会と同時に京都 YMCA の会員となる。

## 第6条 会員の職業分類

本会は職業分類により、一業種2名を限度としてできる限りの職域にわたるように努める。

## 第7条 会費及び入会金

会員は入会に際し、入会金を納め、毎月所定の会費を納付しなければならない。

- 2、会員の長期療養及び長期海外出張等の正当な申し出のあるときは、役員会の承認をもって、会費の減免を受けることができる。

## 第8条 退 会

退会を希望する会員は退会届を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。尚、退会に際しては、その月までの会費納入の義務を履行するとともに、ワイズメンズクラブ国際バッチを返却しなければならない。

## 第9条 会員の失格及び除名

会員が次の一つに該当する時は、役員会の決議により除名できる。

例会に正当な理由なくして連続3回欠席した場合。但し、メイクアップをした場合は、その限りではない。

- 2、会費納入の義務を履行しない場合。
- 3、本会の名誉を著しく傷つけ、その他会員として不相当と役員会で認められた場合

## 第三章 会 合

### 第10条 総会の決議事項

次の事項は総会の議決を必要とする。

会則の変更、諸規則、諸規定の設定、及び変更、廃止。

- 2、事業計画（収支予算の決定及び変更）。
- 3、事業報告書、及び収支決算報告書の承認。
- 4、役員を選任。
- 5、その他、特に重要な事項

### 第11条 総会の種類

総会は定時総会と臨時総会の2種類とする。

定時総会は毎年7月、1月の年2回とする。

- 2、臨時総会は会長が必要と認めた時、あるいは3分の1以上の会員が会議の目的事項を示し、請求した時。尚、総会は会長が指名し承認を得た会員が議長となる。

### 第12条 総会の成立

総会の定足数は会員の3分の2以上とする。議決は出席会員の過半数をもって成立し、可否同数は、議長がこれを決する。

- 2、出席できないものは、委任状を提出し、議決権を議長に一任することが出来る。

### 第13条 例 会

本会は京都トップスワイズメンズクラブ「運営に関する諸規定」の定めるところにより、毎月1回例会を開く。原則として第2水曜日とする。

## 第四章 役員

### 第14条 役員の種類と構成

本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、直前会長1名、次期会長1名

書記2名、会計2名、各種事業委員長

但し、諸般の事情により兼任、及び定数の変更を認める。

### 第15条 役員を選任について

役員を選任の方法に関しては「運営に関する諸規定」の定めるところによる。

### 第16条 役員の任期

役員の任期は毎年7月1日より翌年6月30日までとして再選を妨げない。

### 第17条 役員の仕事

会長は本会を代表し、会務を総括し、役員会を招集する。

2、副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時は会務を代行する。役員会では議長となる。

3、役員は会長を補佐し会務を処理する。

### 第18条 役員会と召集

役員会は、役員及びその代理者に依って構成し、会務を議決する。但し、委員長が代理出席者を事前に、会長あるいは三役（副会長、書記、会計）に連絡し、了解を得るものとする。

2、役員会は会長が召集し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3、役員会は、毎月1回定例に開き、必要な時には臨時に召集する。

4、役員会には、会員は自由に出席し、意見が述べられる。但し、議決権はない。

5、ワイズメンズクラブ連絡主事は、役員会に出席しなければならないと同時に議決権を有するものとする。

## 第五章 会計

### 第19条 会計年度

本会の会計年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

### 第20条 収入

本会の経費は入会金、会費、寄付金、補助金、特別会費、その他の収入をもってこれにあたる。

## 第六章 特別功労会員

第21条 永年クラブのために尽くしてきた功績著しい会員を、クラブ役員会及び総会の承認を得て、特別功労会員の地位を贈る事ができる。

2、特別功労会員は、例会出席義務を免除されるほかは、正会員に準ずる。

[諸事情により会費等の免除する場合がある。]

## 第七章

### 会則の改正

第22条 この会則は総会において3分の2以上の同意をもって改正、補足することができる。

# 運営諸規定

## 第一章 総 則

第1条 本クラブの運営については、この細則の定めるところに依る。

## 第二章 役員を選出方法

第2条 次々期会長は指名委員会が指名し、役員会の承認を得た者を総会の決議で決定する。

- 2、指名委員会は、現会長、直前会長、次期会長及び会長の推薦を得た2名の会員、計5名によって構成する。
- 3、次々期会長を指名する方法については指名委員会において決定する。
- 4、副会長2名、書記2名、会計2名、及び各事業委員長1名は会長が指名し、役員会の承認を得て決定する。

但し、諸般の事情により兼任、及び定数の変更を認める。

## 第三章 役員の仕事

第3条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第4条 副会長は会長を補佐し会長の事故ある時は会長の仕事を代行する。

- 2、副会長はクラブの備品管理を行う。

第5条 書記はクラブの会合と役員会の記録をとり、クラブの通信を担当し例会出席の正確な記録をとり作成し、他クラブ、所属する部、東西日本区ならびに国際協会との連絡を行う。

- 2、書記はクラブブリテン(会報・文献)の保管及び諸活動の写真等の保管を行う。

第6条 会計は金銭の出納を行い、クラブ資金を保管する。また、年度末に会計報告書を作成し、直々前会長に監査を受ける。しかる後、総会において承認を受けるものとする。

第7条 会計は年度末に帳簿類(金銭出納帳、元帳、預金通帳、有価証券等)を次期会計へ引き継ぐものとする。

第8条 各事業委員長は委員会を総括し、事業の適切な運営を果たす。

第9条 役員に欠員が生じたときは補欠する。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第四章 事業委員会

第10条 本会は総則、第一章、第4条の定める事業を円滑に進めるために、次の各事業委員会を設ける。

- 1、YMCAサービス事業委員会

国際協会西日本区YMCAサービス事業主任の指導のもとに、YMCAの全ての委員会及び主事と協力しYMCA活動の振興を計る。

## 2、交流事業委員会（YEEP・STEP・IBC・DBC）

国際協会西日本区各事業主任の指導のもとに、海外兄弟クラブその他の海外クラブとの通信を行い、青年子弟教育交換の計画をたて、友好を促進し、国際的理解を計るプログラムを遂行する。又、国内兄弟クラブとの交流を計る。

## 3、BF・EF・JWF事業委員会

国際協会西日本区各事業主任の指導のもとに、ブラザーフッドファンド及びエンダウメントファンド、そして西日本ワイズメンズファンドの目的達成のための協力を行なう。

## 4、地域奉仕事業委員会（CS・TOF）

国際協会西日本区事業主任の指導のもとに、国内、国外を問わずコミュニティーサービス（地域奉仕）事業を推進する。

## 5、ASF（ポールアレキサンダー奨学資金）事業委員会

国際協会西日本区ASF事業主任の指導のもとに、YMCA指導者育成のために奨学資金の募金及び奨学生の推薦活動を行なう。

## 6、EMC事業委員会

国際協会西日本区EMC事業主任の指導のもとに、エクステンション（会員増強・クラブの新設）メンバーシップ（会員意識の昂揚・会員間の友好）コンザベーション（クラブを育て存続させる）についての研究、活動を行なう。

## 7、ブリテン（会報）広報・文献委員会

内外を問わず、ワイズメンズクラブとYMCAの活動状況を的確にとらえ、且つ会員相互の親睦に寄与する記事を編集し毎月1回会報として発行する。尚、編集会議には、会長、副会長、書記、会計が原則として参加する。

## 8、ファンド事業委員会

奉仕活動に必要な資金の調達に関しての工夫と、活動を行なう。

## 9、ドライバー委員会

- (1) 例会や、その他の会合で種々の計画やアイデアにより、その会を盛り上げ、会員間の親睦を計る。
- (2) クラブバナー、ギャベル、万国旗等、その他必要な備品によって、会場の設営を行なう。
- (3) クラブ資金の調達のための工夫と活動、及び献金の斡旋を行なう。

## 10、ウェルネス事業委員会

人間生活を個人的にも社会的にも健全なものにしようという運動。現代人を取り巻くストレス・運動不足・環境破壊等に意識して立ち向かい、こころ・からだ・人間関係の全てにわたって、あるべき姿を迫及する。

## 11、特別事業委員会

その他、本会の運営上、特別に必要と認められる場合は、会長がその委員会（PT）を構成することができる。

## 第五章 集 会

第 11 条 クラブの定例会は、原則として 1 回、第 2 水曜日の午後 7 時から開かれ、午後 9 時までには終わるものとする。

2、臨時例会は会長が召集し、全会員に通知して開かれる。

第 12 条 例会の運営は役員会の指示により、司会者が行なうことを原則とする。

第 13 条 役員会は、毎月定例に開かれる他、随時に会長が召集して開かれる。

第 14 条 例会にスマイルボックスを設け、これを有効に活用する。用途は役員会において決定する。

## 第六章 会員の入会

第 15 条 入会を希望する者は、自己の入会意志を確認の上、会員 2 名による推薦を得てはじめて会員候補となる。

第 16 条 会員候補者は推薦書兼登録書に所定の事項を記載し、推薦者 2 名の署名を添えて、EMC 委員長に提出する。

第 17 条 会員候補者は、原則として例会に 2 回以上連続して出席し、且つ、オリエンテーションを受講しなければならない。

第 18 条 役員会は、前三条の手続きを経た会員候補者の入会の諾否を内定し、その結果を EMC 委員長を通じ会員候補者に通知する。

第 19 条 会長は、入会内定者を入会式に出席させ、ワイズメンズクラブ会則の目的達成に協力する旨の決意表明を受理したあと、ワイズメンズクラブ国際バッヂを授与して、正式入会を認める。

## 第七章 慶 弔

第 20 条 会員の慶弔に関しては、次の通りとする。尚、慶弔を受けた会員は返礼を必要としない。金額は付則別表による。

- 1、会員の結婚。
- 2、会員の子供の誕生及び結婚。
- 3、会員の死亡。
- 4、会員の配偶者の死亡。
- 5、会員の父、母、子供の死亡。
- 6、会員の長期療養、疾病、事故、災害等の見舞い。
- 7、その他、役員会が必要と認め決定した場合。
- 8、緊急を要し、役員会の開催決議を得る時間の余裕のない時は、会長は役員と協議して慶弔の方法を決定できる。但し、次回の例会において報告するものとする。

## 第八章 接待費及び旅費

第 21 条 接待費及び旅費については、会長は、支給方法を役員会において協議し、決定支給することができる。但し、次回の例会において報告するものとする。

## 第九章 自省の章

第 22 条 ワイズメンとしての意識の低下とみられる次の様な場合は自らを省みるチャンスと判断し、自主的に自らに制裁を加える気持ちでスマイルボックスに献金するか、もしくは、反省の色を態度で示すものとする。

- 1、無断欠席の場合。
- 2、バッチを例会、特別例会の際に忘れた場合。
- 3、遅刻の場合。
- 4、提出を求められた書類を期限内に出さなかった場合。
- 5、緊急連絡を怠って、著しく迷惑をかけた場合。
- 6、その他、自主的な判断に基づき他人に迷惑をかけたと思う場合。

## 第十章 クラブ入会金及び年会費及び慶弔費

第 23 条 入会金及び年会費及び慶弔費は、役員会で審議し、各年度の総会において決議する。付則別表に参考資料を添付する。

## 第十一章 細則の改正

第 24 条 この規定は総会において 3 分の 2 以上の同意をもって改正、補足することができる。

# 付 則

### 出席率に関する章

ワイズメンズクラブにとって、例会出席は最大の関心事であり、出席なくしてクラブ意識の昂揚もなく、クラブの存在意義もない、全ての会員には、クラブの運営に直接参加する権利と義務がある。そして、クラブの運営の方向づけは例会の場において決まるのであるから、会員自らの出席率を高めるために全てに優先する努力を払わねばならない。

この点を十分に理解し、個々に根強く浸透させていくことが出席率向上の根本ともなり、クラブ発展の原動力になるからである。

A) 出席率の公表出席奨励の方法として、ブリテン誌上に年 2 回、12 月号、6 月号において、個々の出席率を掲載する。

B) 出席率の算出

(1) クラブの出席率計算方法

全会員数でその出席人数を割り、小数点以下 3 位まで算定し、3 位を四捨五入した百分比 (%) で表示する。

(2) 例会及び特別例会の出席の場合を算定の基準とする。但し、下記の場合は算定の基準に入れる。

イ) 区大会、部協議会に出席した会員の場合。

ロ) 内外の他のクラブ例会に出席したことが届けられた場合。

(但し、例会欠席月のうちに出席した場合)

ハ) 国際大会、アジア大会、その他の国際的会合、ならびにYMC Aの国際的会合に出席のため旅行中の会員の場合。

ニ) 役員会の承認を得たクラブ公式行事に出席した会員の場合及び役員会に出席した場合。

ホ) 1ヶ月を超える長期の疾病、海外出張等の理由により、例会欠席理由が届けられ、役員会において止むなき理由があると認めた場合。

#### 慶弔費に関する章（第七章 第20条）

会員の結婚：	10,000円	子供の誕生：	5,000円
子供の結婚：	5,000円	会員の死亡：	10,000円
配偶者の死亡：	5,000円	父・母・子の死亡	5,000円
見舞金：	3,000円		

#### 入会金及び年会費（第十章 第23条）

入会金：	10,000円
年会費：	192,000円（16,000円／月）

1994年03月20日 施行

2001年11月14日 改正

2008年04月09日 改正